



資料 2

地推第439号

千葉県国土利用計画地方審議会会長 様

県土利用のモニタリング制度及び計画評価制度について（諮問）

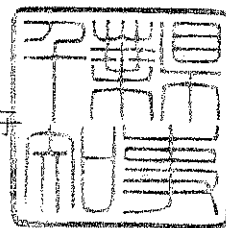
このことについて、国土利用計画法第38条第1項に基づき諮問します。

平成21年1月20日

千葉県知事

堂本

暁子



「県土利用のモニタリング制度」及び 「計画評価制度」について

制度のねらい

- ア 千葉県国土利用計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて施策の改善・見直し図っていく必要がある。
- イ そのために県土の利用状況に関する、県民にとってわかりやすい客観的なデータを定期的・継続的に調査・把握していく。

（参考）千葉県国土利用計画 抜粋

7 計画を実現するための措置と推進体制

（3）県土利用のモニタリング制度・計画評価制度の導入

県土利用のモニタリング制度

県土利用の状況や開発動向等に関する、県民にとってわかりやすい各種指標に係るデータを定期的・継続的に調査・把握し、県ホームページ等において公開していきます。

また、調査結果を踏まえて、課題の検討、施策の進捗状況・効果の検証等を行い、施策の改善・見直しを図っていきます。

なお、これらの検討、検証に当たっては、県民や千葉県国土利用計画地方審議会からの意見を伺い、改善・見直しに反映させていきます。

計画評価制度

モニタリング結果も踏まえ、適時適切に計画の総合的な点検・評価を行います。

点検・評価に当たっては、「県土利用のモニタリング制度」同様、情報公開を行うとともに県民や千葉県国土利用計画地方審議会からの意見を伺っていきます。